

2016年5月12日、安全保障理事会第7691回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンおよび南スーダンにおける状況についての安保理の従前の諸決議並びに安保理議長諸声明、そして特に、諸決議 1990 (2011)、2024 (2011)、2032 (2011)、2046 (2012)、2047 (2012)、2075 (2012)、2104 (2013)、2126 (2013)、2156 (2014)、2179 (2014)、2205 (2015)、2230 (2015) および 2251 (2015) 並びに議長諸声明 S/PRST/2012/19 および S/PRST/2013/14、並びに 2012年6月18日の、2012年9月21日の、2012年9月28日の、2013年5月6日の、2013年6月14日の、2014年2月14日の、2014年3月17日の、2014年12月11日のおよび 2015年11月27日の安保理報道諸声明を想起し、

スーダンと南スーダンの主権、独立、統一および領土保全に対する、また国際連合憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、そして善隣、不干渉および地域協力の原則の重要性を想起し、

国家の領域的境界は武力により変更されないものとする事、またあらゆる領域紛争は平和的手段により専ら解決されるものとする事をくり返し表明し、包括的和平協定 (CPA) の未解決のあらゆる問題の完全且つ緊急の実施に対して安保理が加える優先事項を確認し、そしてアビエイの将来の地位は、CPA に適合したまたいずれかの当事者による一方的な行動でないやり方で当事者間の交渉により解決されるものとする事を強調し、

アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関するスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011年6月20日の協定、国境の安全および合同政治安全保障メカニズム (JPSM) に関するスーダン政府と南スーダン政府との間の 2011年6月29日の協定、およびスーダン政府と南スーダン政府との間の国境監視支援ミッションに関する 2011年7月30日の協定、並びに協力および安全取極に関する 2012年9月27日の協定、JPSM の 2013年3月8日の決定、アフリカ連合ハイレベル履行パネル (AUHIP) の後援の下アディス・アベバにおいてスーダン政府と南スーダン政府が達した 2013年3月12日の実施マトリックス、並びに 2015年10月13日-14日の JPSM の臨時会合において、スーダン

政府と南スーダン政府により為された公約を想起し、

国境の安全に関してスーダン政府と南スーダン政府との間の関係において今年の初めに報告された幾つかの積極的な進展を認識し、スーダンと南スーダンとの間の二国間関係を改善することに関する進展を奨励し、そして国境の安全の問題に関する対話と調整を可能にするために、合同政治安全保障メカニズム（JPSM）および合同国境委員会や合同画定委員会を含むその他の合同メカニズムの定期会合の必要性を強調し、

南スーダンにおける国民統一暫定政府の成立を歓迎しそしてスーダン政府と南スーダン政府に対し、2011年6月20日協定に規定されたようなアビエイ地区の行政および治安のための暫定取極の実施に向けた進展を新たに活気づかせるためにこの機会を使うことを促し、

現在の緊張を緩和し、分離後の関係に関する交渉の再開とその関係の正常化を促進するため、スーダン共和国と南スーダン共和国との間の状況に関するアフリカ連合の取組に対する安保理の完全な支持を表明し、2012年4月24日、2012年10月24日、2013年1月25日、2013年5月7日、2013年7月29日、2013年9月23日、2013年10月26日、2013年11月12日、2014年9月12日、2015年7月31日、2015年8月25日および2015年12月10日のアフリカ連合平和安全保障理事会（AUPSC）コミュニケ、2013年11月6日および2015年3月24日のAUPSC報道声明、そして2013年10月28日のアフリカ連合委員会委員長の声明およびアフリカ連合委員会からの2015年6月24日と2015年10月14日の声明をこれに関連して想起し、

武力紛争下の文民の保護に関する1265（1999）、1296（2000）、1674（2006）、1738（2006）、1894（2009）、2175（2014）および2222（2015）、子どもと武力紛争に関する1612（2005）、1882（2009）、1998（2011）、2068（2012）、2143（2014）および2223（2015）、人道および国際連合要員の保護に関する1502（2003）、並びに女性、平和および安全に関する1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）、1889（2009）、1960（2010）、2106（2013）、2122（2013）および2242（2015）の安保理の従前の諸決議を再確認し、

あらゆる性的およびジェンダーに基づく暴力並びに女性および子どもに対して犯された違反および侵害を含む、効果的な人権監視と報告の必要性を強調し、アビエイ地区における人権監視の運用化に

関して何も発展がないことに留意し、そしてこの目的のために当事者による事務総長との協力がいないことに安保理の懸念をくり返し表明し、

安保理決議 2086 (2013) が、国際連合ミッションの職務権限が確立されそして更新される場合、紛争後の状況におけるジェンダー平等の促進と女性の地位と能力の向上に関するまた子どもと武力紛争に関する規定を含むことの重要性をくり返し表明していることを想起し、そして決議 1325 (2000)、および 2242 (2015) を含む、女性、平和および安全に関するその後の諸決議の完全実施に対する執拗な障害は、女性の地位と能力の向上、参加および人権に対する熱心な公約を通して、また意思決定の全てのレベルにおける女性の関与を築くために、上手くまとめられた指導力、一貫した情報と行動および支援を通してのみ取り壊されることを強調し、

安全非武装国境地帯 (SDBZ) に関して 2011 年 11 月に AUHIP により提出された地図の 2015 年 10 月 13 日-14 日の JPSM 会合でのスーダン政府と南スーダン政府の受諾、中央線は、軍隊間の分離線の位置だけであるという両政府の合意、並びに関連する協定において規定されたように JPSM に関する全てのメカニズムを作動させるという当事者の合意を認め、当事者に対し、「14 マイル地区」を含む、SDBZ の調整および非武装化について定めまたは合意すること、また安全保障理事会決議 2046 (2012) および 2012 年 4 月 24 日の AUPSC 行程表に従った、合同国境検証監視メカニズム (JBVMM) を完全に実施することを奨励し、そして「14 マイル地区」を含む、SDBZ の効果的な JBVMM 監視を十分に確立することと維持することの重要性を強調し、そして当事者に対し、SDBZ を監視する JBVMM の任務に対して安全を提供するその責任を遂行することを国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) に許すことにおいて協力することを更に促し、

アビエイ地区を管理する地方機関がないことと 2015 年 3 月以降、合同アビエイ監視委員会 (AJOC) 会合を招集することにおいて進展がないことに懸念をもって留意し、

スーダン政府と南スーダン政府との間の定期的な会合の重要性を認識し、当事者が、AUHIP の後援の下でアビエイの最終的地位に関する合意に到達するため交渉を直ちに再開しなければならないという決議 2046 (2012) における国際連合安全保障理事会決定を想起し、全ての当事者に対し、アビエイ地区の最終的地位に関する最終合意に向けた AUHIP により仲介された過程に前向きに関与することを求め、そして当事者が 2011 年 6 月 20 日協定の未決定の局面、とりわけアビエイ地区協定についての

紛争を解決し、そしてアビエイ地区評議会についての紛争を解決し、そしてアビエイ地区行政とアビエイ地区警察を直ちに設立すること、を直ちに実施しなければならないことを強調し

諸国および共同体双方が、自制を示しそして暴力または挑発を用いる代わりに対話の道を選ぶ場合には、多くのものを得ることになることを強調し、

AUHIP、政府間開発機構、エチオピア連邦民主共和国、スーダンおよび南スーダン担当事務総長特使並びに国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）により当事者に提供された継続した支援を称賛し、

アビエイ地区の至る所の平和的移住に対する現行の支援、紛争予防、仲介および抑止によるものを含む、その職務権限の効果的実行における UNISFA の取組を更に称賛し、そして部隊要員提供諸国の活動に対して安保理の深い感謝の念を表明し、また一人の平和維持要員の死をもたらした 2015 年 11 月 26 日の攻撃を含む、国連要員へのあらゆる攻撃が容認できないことを強く強調し、またそのような攻撃は直ぐにまた徹底的に調査されるべきであること、そして責任を有する者は責任を問われるべきであることをくり返し表明し、

2016 年 4 月 15 日の事務総長報告書（S/2016/353）により性格付けられたアビエイ地区における治安状況に留意し、そしてその展開以来の平和と安定の向上に対する UNISFA の貢献を認め、文民に対する暴力の再発または文民の移送を防止しそして共同体間の紛争が起こるのを防ぐ安保理の決意を表明し、

アビエイにおける法と秩序の維持および共同体の間の紛争を防止するために不可欠である、放浪の移民に関連した特定の問題を扱う特別部隊を含む、アビエイ地区行政、評議会および警察の設立の遅れが継続しているために、アビエイ地区における公的行政および法の支配がないことに関して安保理の深い懸念をくり返し表明し、そしてこれに関連して、共同体保護委員会を支援しまた強化し、そしてこの問題に関して両政府との関与を継続する UNISFA の取組を歓迎し、

暫定機関を設立することおよびアビエイの最終的地位を解決することにおける継続的遅延並びに継続した共同体の間の暴力の脅威が、UNISFA および他の機関のスーダン人職員のアビエイへの帰還を

妨げる現行の緊張を含む、アビエイ地区における高まった緊張の原因となることに懸念をもって留意し、

全ての当事者に対し、アビエイ地区の中の共同体間の関係を更に悪化させ得る一方的な行動を自制することを促し、「一方的な住民投票を実施するというンゴク・ディンカによる決定」として AUSPC の 2013 年 11 月 6 日の報道声明において彼らが詳述したものについての継続した予想される影響について懸念を表明しそしてまたこれに関連して、スーダン政府がアビエイにおいて 2015 年 4 月の国政選挙を続けたことに留意し、

ディフラ石油施設での開削作業の完了に関する 2016 年 4 月 15 日の事務総長報告書(S/2016/353)における情報に留意し、

人道関係者が、アビエイ地区の 139,000 の人々に援助を提供し続けている現在の人道状況および同地域における国際連合援助の一貫性の重要性を念頭に置きつつ、そして全ての影響を受けた住民に対する人道援助の提供を促進することの緊急性を更に強調し、

避難民の自発的、安全な、威厳のある帰還および持続可能な再統合の、またアビエイを通ったスーダンから南スーダンへの伝統的な移住する経路を尊重している平和的且つ秩序だった移住サイクルの重要性を確認し、そして UNIFSA に対し、その職務権限に従ったアビエイ地区における安全を確保するため必要な措置を講じ続けることを促し、

安保理決議 2117 (2013) を想起し、そして小型武器の違法な譲渡、不安定にさせる蓄積および悪用がもたらすアビエイにおける平和および安全に対する脅威に深刻な懸念を表明し、兵器の没収、貯蔵および廃棄のための基本的施設、制度や政策の完了を歓迎し、そして UNISFA に対し、この基本的施設の適切な保護を確保することを求め、

避難民の自らの故郷への安全な帰還、安全な移住および生計活動を妨げる、アビエイ地区における地雷および爆発性戦争残存物の脅威が残っていることについて懸念を表明し、

解決されないまま残っている問題に対処する取組を更新し、2011 年 6 月 20 日のアビエイ協定を実施し、そしてアビエイ地区からの全ての承認されていない部隊の完全且つ最終的な撤退を確保するとい

う事務総長の呼びかけを含む、2016年4月15日の事務総長報告書（S/2016/353）に留意し、

安全保障理事会が、ミッションの文民の長を任命する事務総長の決定を決議 2205（2015）で歓迎したことを想起し、

アビエイにおけるおよびスーダンと南スーダンとの間の国境に沿った現在の状況が、国際の平和および安全に対する重大な脅威を構成することを認識し、

1. 決議 1990（2011）の第2項において規定されそして決議 2024（2011）および決議 2075（2012）の第1項により修正された、国際連合アビエイ暫定治安部隊（UNISFA）の職務権限および国際連合憲章の第7章にもとづいて行動することを2016年11月15日まで延長することを決定し、決議 1990（2011）の第3項に規定されたUNISFAの任務を2016年11月15日まで延長することを更に決定し、決議 2024（2011）の第1項の目的のために、JBVMMの業務活動に対する支援は、UNISFAの活動地区および既存の能力の範囲内で、これらの手続の総意による決定によりそのように要請された時、適切な場合には、アド・ホック委員会への支援を含むものとすることを決意する。

2. もう一つのAJOC会合を開催する両側により述べられた意図に留意し、会合がまだ行われていないことを憂慮し、そして従前のAJOC諸決定および2011年6月20日協定の実施について着実な進展を確保するためのより実りの多い会合の開催を促し、またこの目標を支援するアフリカ連合活動を歓迎しそしてその継続した関与を奨励し、そして事務総長に対し、彼の定期報告書においてこれらの問題に関する進展の評価を提供することを要請する。

3. スーダン政府と南スーダン政府との間の継続した協力が、両国間の平和、安全および安定並びに将来の関係にとってまた決定的に重要であることを強調する。

4. スーダンと南スーダンが、2011年6月20日協定におけるその公約に従って、評議会の構成を巡る行き詰まりを解決することによりアビエイ地区行政および評議会の設立を緊急に開始し、また石油の基本的施設の保護を含む、アビエイ地区全体の治安を維持する機能を引き継ぐことをそれに可能にする、アビエイ警察を構成するという安保理の要求を更にくり返し表明する。

5. JBVMM の完全な運用化に対する遅れと頓挫した取組に関して新たな懸念を表明し、JBVMM 活動に関する事務総長の達成条件と勧告に留意し、JBVMM の完全な運用能力を達成することにおける継続した投資は、SDBZ の紛争の解決、国境画定の再開の議論、JPSM の定期的な会合の開催そして移動の完全な自由を許可することを含む、一連の条件に基づくべきであることに留意し、そして両当事者に対し、自らの国境取極の実施に対する十分な公約を示すことそして SDBZ に関する自らの合意に関連した運用上の決定をするため JPSM の新しい会合を速やかに開催することによるものを含んで、この趣旨で必要な措置を講じることを求める。

6. 既に展開している決議 2104 (2013) により承認された部隊を維持すること、また UNISFA が JBVMM に対する要求された部隊保護を提供することを可能にするためそして UNISFA が可及的速やかに SDBZ への拡大された活動を実施する JBVMM を十分に支援することを可能にするため、残余の承認された部隊が、JBVMM の発展に応じて展開され続けることを決定し、そして事務総長に対し、彼の定期的な報告サイクルの一部として配備の状態について十分な最新情報を安保理に知らせ続けることを要請する。

7. スーダン政府と南スーダン政府に対し、「14 マイル地区」を含む、SDBZ の安全と透明性を確保するため JBVMM、JPSM およびその他の合意された合同制度の時宜を得た且つ効果的な使用を行うことを求める。

8. 現場での SDBZ 中心線を確定的に決定するための新たな取組を促し、そして SDBZ の中心線は、少しも国境の現在または将来の法的地位、争われているそして主張されている地区に関する現行の交渉および国境の画定を害さないことをくり返し表明する。

9. 決議 1990 (2011) の第 3 項に規定された UNISFA の文民保護の職務権限は、物理的暴力の発生源にかかわらずなく、そのような暴力の差し迫った脅威の下にある文民を保護するために必要な行動を取ることを含むことを強調する。

10. 2011 年 6 月 20 日協定に違反した、アビエイ地区における南スーダンの治安当局の要員の断続的駐留およびディフラ石油警察部隊の展開、並びに同領域への武装民兵のあらゆる立ち入りを非難し、そして直ちに且つ前提条件無しに南スーダン政府はその治安当局の要員をアビエイ地区から完全に移

動しまたスーダン政府はアビエイ地区からディフラの石油警察を移動するという安保理の要求をくり返し表明し、そして関連する諸決議、とりわけ決議 1990 (2011) および決議 2046 (2012) に従って、アビエイ地区は、UNISFA およびアビエイ警察以外の、あらゆる部隊並びに地方の共同体の武装勢力から、非武装化されるものとするを更にくり返し表明する。

11. 非兵器地区としてのアビエイの地位に関する AJOC の 2013 年 5 月 3 日と 2015 年 3 月 30 日の決定を支持し、アビエイで生活している様々な共同体が重武装しているという報告書についての AUPSC の 2013 年 5 月 7 日のコミュニケにおけるその懸念を強調し、アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関する 2011 年 6 月 20 日の協定が、アビエイは非兵器地区となるべきことまた UNISFA だけが同地区内において兵器を携行することが認められていることを明記していることを想起し、そしてこれに関連して、両政府に対し、必要に応じて武装解除計画を通したものを含んで、アビエイを効果的に非武装化することを確保するためあらゆる必要な措置を講じることを促す。

12. UNISFA が、決議 1990 (2011) の下で承認されたように、その職務権限に適合してそしてその既存の能力の範囲内で、アビエイ地区の行政および治安のための暫定取極に関する 2011 年 6 月の協定の署名者、AJOC およびミセリヤ並びにンゴク・ディンカの共同体と調整してまた「非兵器地区」としてアビエイを確立する従前の AJOC 決定に適合して、アビエイ地区における兵器の没収および廃棄を行うことができることを再確認し、そして UNISFA が、事務総長の定期的な報告サイクルの一部として、アビエイへの兵器の移動およびアビエイ内の兵器の存在、廃棄および没収について観察し、文書に記録しそして報告するという安保理の要請をくり返し表明する。

13. UNISFA に対し、重火器または扱うのに複数の人を必要とする兵器並びに歩兵携行用対戦車擲弾の緊急の排除に特別な優先事項を置いた、非兵器地区としてのアビエイの地位の全ての関連する当事者による完全な遵守を確保するための効果的な戦略および監視制度についての AJOC とのまたミセリヤおよびンゴク・ディンカの共同体とのその対話を継続することを要請し、そしてスーダンおよび南スーダンの政府、AJOC そしてミセリヤおよびンゴク・ディンカの共同体に対し、これに関連して UNISFA に対する十分な協力を拡大することを求める。

14. 両政府に対し、草の根レベルの和解過程および共同体の対話を促進する UNISFA を支援することを通したものを含む、アビエイ地区における各々の共同体の中の信頼醸成措置を実施するための措



置を直ちに講じることを促し、ンゴク・ディンカおよびミセリヤの共同体の間の継続した関与を歓迎し、またアビエイの全ての共同体に対し、彼らのあらゆる関与において最大限の自制を働かせることそして暴力的衝突を導き出す可能性のある扇動的な行動または声明を思い止まることを強く促す。

15. 共同体間の関係を強化しそしてアビエイ地区の安定と和解を促進する、共同体の対話およびミセリヤとンゴク・ディンカの共同体による取組を支援する、UNISFA の活動を歓迎する。

16. アビエイにおける法と秩序過程の管理を支援しそしてこの問題に両政府と関与すること続けるため、共同体保護委員会の能力を強化する、既存の能力と資源の範囲内で、またミセリヤとンゴク・ディンカの共同体と緊密に調整した、UNISFA の継続した取組を歓迎する。

17. 全ての当事者に対し、UNISFA 平和維持要員およびンゴク・ディンカの最高指導者の殺害に対するアビエイ地区合同捜査審査委員会の (AAJIIC's) 調査の後の調査結果および勧告に十分に協力することを求め、調査結果および勧告に関する当事者に関与することを AU 委員会に要請している 2015 年 3 月 24 日の AUPSC 報道声明を歓迎しそしてアビエイ地区の安定と和解を促進する必要性を念頭に置きつつ、二つの共同体が、ンゴク・ディンカの最高指導者の暗殺の終結を見出すことを可能にする必要性をくり返し表明する。

18. SDBZ からの全ての部隊の移動、JVBM およびアド・ホック委員会のための完全な実際の活動に従事する能力を達成すること、並びにアビエイ地区の完全な非武装化を完了することを含む、決議 2046 (2012) に規定された決定および 2011 年 6 月 20 日、6 月 29 日、7 月 30 日並びに 2012 年 9 月 27 日の協定において規定されたその公約のスーダンと南スーダンによる遵守に照らして、部隊の可能な再構成のため UNISFA の職務権限を適切な場合再検討する安保理の意図を表明する。

19. 全ての加盟国、とりわけスーダンと南スーダンに対し、全ての要員並びに UNISFA の独占的なまた公的な使用のための、装備、食料、供給品および車両、航空機や予備部品を含むその他の物品のアビエイそして SDBZ の至る所へのまたそこからの自由な、妨害のないそして迅速な移動を確保することを求める。

20. ミッション管轄地区における基礎的な準備、社会基盤の建設および飛行許可を促進しつつ、ま

た兵站的支援を提供しつつ、スーダンと南スーダンへの入国のために、その国籍を予断することなしに、軍事、警察および人道要員を含む文民の国際連合要員に対する直ぐの査証の発行によるものを含む、国際連合への十分な支援を提供するというスーダンと南スーダン両政府への安保理の求めを更新し、スーダンと南スーダン両政府に対し、スーダンと南スーダン内からのアビエイへのまたそこからの渡航を促進することを求め、そして全ての当事者に対し、部隊の地位協定の下での自らの義務を十分に遵守することを更に求める。

21. 開発事業がないことと基本的な政府のサービスを提供できないことが、アビエイの住民に効果を及ぼしてこなかったことを認識しそしてスーダン政府と南スーダン政府並びに資金供与者に対し、復興および能力構築を支援することを求める。

22. スーダン政府と南スーダン政府が、JBVMM の移動の自由並びにアビエイ地区と SDBZ における地雷の識別と除去を確保するため国際連合地雷対策部 (UNMAS) の展開を促進し続けることを要求する。

23. 関与する全ての当事者が、適用可能な国際人道法を含む国際法および国際連合人道援助指導原則に従った、援助を必要としている文民並びに人道要員の活動のための全ての必要な施設に対する全ての人道要員の十分な、安全なそして妨害のないアクセスを許可することを更に要求する。

24. 全ての当事者が、あらゆる形態の暴力、人権違反および侵害、国際人道法違反並びに適用可能な国際法に違反した子どもに対する侵害および虐待をやめることを強く促す。

25. 事務総長に対し、効果的な人権監視が実行され、そして安保理への彼の報告書に結果が含まれることを確保することを要請し、そして関係する国際連合要員に対する査証を発行することによるものを含んで、この目的のために事務総長に対してその十分な協力を拡大するというスーダン政府と南スーダン政府への安保理の求めをくり返し表明する。

26. 決議 2272 (2016) を想起しそして事務総長に対し、性的搾取および虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNISFA の完全遵守を確保するための必要な措置を講じそして決議 2272 (2016) の実施に関するものを含めて、これに関連した UNISFA の進展について安保理へ彼の国別定期報告書

を通して十分に通知し続けることを更に要請する。

27. 事務総長に対し、一つの書面による報告で、遅くとも 2016 年 10 月 15 日までに、UNISFA の職務権限の実施における進展について安保理に通知し続けること、そして上記で参照した合意の何らかの重大な違反に安保理の注意を直ぐに喚起することを続けることを要請する。

28. UNISFA、国際連合南スーダン共和国使節団（UNMISS）およびダルフルールにおけるアフリカ連合・国際連合同合同ミッション（UNAMID）を含む、同地域の国際連合ミッション並びにスーダン・南スーダン担当事務総長特使の中の緊密な協力を確保する事務総長の取組に留意し、そして彼がこの実践を続けることを要請する。

29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。